

有限会社エイプラスアール 指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社エイプラスアールが開設するカサプランカヘルパーステーションⅡ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営規程を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 一 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般のわたる援助を行う。
二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 カサプランカヘルパーステーションⅡ
- 二 所在地 兵庫県明石市魚住町住吉 4-4-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用者の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導及びサービス内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 3名以上（サービス提供責任者を含む）
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 利用者の状況によって営業時間外の対応も可能とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(利用料金)

- 第7条 一 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
- 二 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。
実施地域を越えた時点から
- ・ 片道5km未満 400円
 - ・ 片道5km～10km未満 800円
 - ・ 片道10km以上、5kmまで毎に400円加算
 - ・ タクシーを利用した場合は自費負担
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、明石市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護の実施に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 繼続研修 年2回

- 三 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- 五 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社エイプラスアールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条

一 事業の目的

第1項 有限会社エイプラスアールが開設するカサプランカヘルパーステーションⅡ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営規程を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態又は要支援者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2項

- 一 事業所の訪問介護員等は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般のわたる援助を行う。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の目的）

第12条 有限会社エイプラスアールが開設するカサプランカヘルパーステーションⅡ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営規程を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援者状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第13条 一 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般のわたる援助を行う。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス

との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

14条 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知し必要な研修・訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15条 身体拘束について

- ・事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に
対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で
行うことが
あります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や
検討内容等を記録し、5年間保存します。また身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回以上開催し、
その結果について職員に周知徹底を図っています。

16条 感染症の予防及びまん延防止について

- 当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

17条 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備等行います。

また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 廣澤 美恵
-------------	-----------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待の防止のための指針を作成しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を開催しています。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図って
います。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。